

お茶の水女子大学学报

第19号

お茶の水女子大学庶務課発行

目	次
関係法令	1
学内規程	1
人事	4
学事	5
通知	7
日誌(抄)	9
諸報	10

関係法令

(法律)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(法律第147号・12月27日官報号外) —内容は諸報欄参照—

学内規程

○お茶の水女子大学学寮規程の附則の制定について
お茶の水女子大学学寮規程の附則を次のように制定する。

附則(昭和40年8月18日評議会決定)

- この規程は、昭和40年10月31日から施行する。
- 昭和30年6月1日施行の学寮規程は、廃止する。
- 本規程の細則が施行されるまでの間は、本規程の運用はなお従前の例による。

○お茶の水女子大学学位規程の一部改正

お茶の水女子大学学位規程の一部を次のとおり改正する。

学位規程第11条本文に、次のただしがきを加える。

ただし、別表中理学研究科修了者については論文題目を記載しない。

附則

この改正は昭和41年3月1日から施行する。

○お茶の水女子大学施設計画委員会規程の制定について

お茶の水女子大学施設計画委員会規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学施設計画委員会規程
(昭和41年1月19日評議会決定)

第1条 お茶の水女子大学に施設計画委員会を置く。

第2条 施設計画委員会は学長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- 学内施設の将来計画に関する事項
- 学内主要建物及び道路の整備又は寄付建物に関する事項
- その他重要な施設の整備に関する事項

第3条 学内の一部局に限る事項については、委員会は当該部局にその審議を委任することができる。

第4条 委員会は次の委員でこれを組織する。

学 長

学 部 長

学部より選出された教育各2名

図 書 館 長

学 生 部 長

一般教育委員長

事 務 局 長

学長を委員長とする。

職務上委員となるもののほかは、学長がこれを委嘱し、その任期を2年とする。

第5条 委員長が必要と認めるときは、食物化学研究施設長、附属学校長およびその他の教職員を臨時委員とすることができる。

第6条 委員長は委員会を招集して、その議長となる。

委員長に事故あるときは先任の学部長がこれを代理する。

第7条 委員会に幹事を置き事務局施設課長、会

計課長をもって充てる。
 幹事は委員長の命をうけて会務を整理する。
 第8条 委員会の庶務は事務局施設課において
 行う。

附 則

- 1 この規程は昭和41年2月9日からこれを施行する。
- 2 臨時施設計画委員会内規（昭和37年11月14日施行）は廃止する。
- 3 この規程施行の日の前日に於いて在職する臨時施設計画委員会の委員は、この規程による委員と看做す。

○お茶の水女子大学奨学基金運営内規の制定について

お茶の水女子大学奨学基金運営内規を次のように制定する。

お茶の水女子大学奨学基金運営内規

第1条 この内規は、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に寄付された奨学基金（以下「基金」という。）の運営について定めるものとする。

第2条 基金の名称、沿革および奨学金の授与対象は、次のとおりとする。

基金の名称	沿 革	奨学金の授与対象
保井、黒田奨学基金	1. 昭和28年3月本学教授保井コノ氏、黒田チカ氏退官の記念に自然科学の研究を奨励することを目的として本学に寄付す。 2. 昭和35年1月本学教授久米又三氏前記の趣旨に賛同し本学に寄付す。 3. 昭和39年4月本学元教授吉田武子氏遺族（吉田鎮子氏）より本基金の趣旨に賛同して本学に寄付す。	本学において自然科学関係の研究に従事し、その成績顕著な者とする。
成田奨学基金	昭和29年3月本学教授成田順氏退官の記念に被服学の研究を奨励することを目的として本学に寄付す。	本学において被服学関係の研究に従事し、その成績顕著な者とする。
辻村、木原奨学基金	1. 昭和30年3月本学教授辻村みちよ氏が退官の記念に食物学の研究を奨励することを目的として本学に寄付す。 2. 昭和40年10月本学教授木原芳次郎氏前記の趣旨に賛同し本学に寄付す。	本学において食物学関係の研究に従事し、その成績顕著な者とする。
松平奨学基金	昭和35年3月本学教授松平友子氏が退官の記念に家政学の研究を奨励することを目的として本学に寄付す。	本学において家政学原論、家庭経済学、家庭管理学、家族関係等に関する研究に従事し、その成績顕著な者とする。

第3条 基金は学長が管理する。

2 基金は、確実な銀行に預金し、又は適当な方法で利殖を図り毎年その利子を奨学金の資に充てる。

第4条 奨学金受賞候補者の選考を行なうため合同審査委員会

同審査委員会、および各基金ごとに審査委員会（以下「合同審査委員会等」という）を置く。

第5条 合同審査委員会等の組織は次のとおりとする。

委員長	委員	委員の選考
学 長	文教育学部長 理学部長 家政学部長 審査委員会委員 4名 (各審査委員会より1名宛とする) 事務局長	審査委員会委員は当該委員長が推せんする。

審査委員会

基金の名称	委員長	委員	委員の選考
保井、黒田奨学基金	理学部長	関係教官 4名乃至6名	関係教官は当該学部長が推せんする。
成田奨学基金	家政学部長	被服学科主任 関係教官 3名乃至5名	同 上
辻村、木原奨学基金	家政学部長	食物学科主任 関係教官 3名乃至5名	同 上
松平奨学基金	家政学部長	家政学部共通講座主任 関係教官 3名乃至5名	同 上

第6条 合同審査委員会等の委員は学長が任命する。

2 合同審査委員会等は受賞者が決定したときは、解散するものとする。

第7条 合同審査委員会等の運営の細則は当該委員会が定めるものとする。

第8条 審査委員会は毎年10月10日迄に奨学金受賞について推薦のあった者に研究題目および研究成果に関する資料を提出させ、これについて審査の上奨学金受賞候補者名簿を作成するものとする。

2 審査委員会の委員長は10月末日迄に前項の名簿を研究成果に関する資料とともに合同審査委員会に提出するものとする。

3 合同審査委員会は、審査委員会の審査結果に基づき審査の上受賞者を選定するものとする。

4 受賞者は合同審査委員会の選定に基づき学長が決定するものとする。

第9条 受賞者が決定したときは、学長は、評議会および当該奨学基金の寄付者に受賞者氏名、研究題目および奨学金の額を報告しなければならない。

第10条 奨学金の授与は毎年11月末日までに行ない、学長が賞状とともに授与するものとする。

第11条 基金に寄付の申込があったときは評議会の承認を得て受領するものとする。

第12条 合同審査委員会に関する事務は事務局庶務課、審査委員会に関する事務は当該委員長の属する学部の事務局が処理するものとする。

附 則

- 1 この内規は昭和41年1月8日から施行する。
- 2 保井、黒田奨学基金取扱要項、成田奨学基金取扱要項、辻村奨学金取扱要項、松平奨学基金取扱要項は廃止する。

人 事

○人事異動

◎昭和40年10月21日

文部教官（九州大学教授文学部）

副島 民雄

教授文教育学部に併任する

任期は昭和41年3月31日までとする

◎昭和40年10月31日

技術員（文教育学部）

市川 恭子

辞職を承認する

〔非常勤職員〕

◎昭和40年12月1日

文部教官（助教授理学部） 木下清一郎

東京大学助教授理学部に配置換する

文部教官（東京大学助教授理学部）

木下清一郎

助教授理学部に併任する

任期は昭和41年3月31日までとする

◎昭和40年12月1日

大塚 トメ

文部教官（助教諭付属小学校）に臨時的に任用する

任期は昭和40年12月23日までとする

◎昭和40年12月24日

文部教官（助教諭付属小学校）大塚トメ

臨時的任用を更新する

任期は昭和41年2月3日までとする

◎昭和41年1月1日

田中 洋子

技術員（付属小学校）に採用する

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	職 名	任期又は任用予定 期間の終期	本 務 そ の 他
40.12.1	採 用	阿 部 達 夫	家・食	講 師	41.3.31	東邦大学教授
41.1.1	"	市 倉 宏 祐	文・哲	"	"	専修大学教授
40.9.1	"	千 田 節 子	学生課	見 習 員	41.2.28	
"	"	小 坂 美 智 子	中学校	"	"	
40.10.1	"	木 村 泉	学生課	"	41.3.20	
40.11.1	"	坂 本 美 枝	"	事務補佐員	41.3.31	学生会館
"	"	中 坪 紀 子	文・地	教務補佐員	"	
"	"	古 川 百 合 子	家・被	技術補佐員	"	
40.11.11	"	長 嶺 志 津 代	理・数	見 習 員	41.3.20	
"	"	唐 崎 暁 子	"・生	教務補佐員	"	
40.11.20	"	安 倉 繁 秀	施設課	技能補佐員	41.3.31	汽罐室
40.11.26	"	斉 藤 清 一	"	"	"	"
"	"	佐 藤 武 己	"	"	41.3.16	"
"	"	鈴 木 良 男	"	"	"	"
40.12.1	"	橘 川 元 哉	会計課	"	41.3.20	
"	"	戸 波 茂	"	見 習 員	"	
40.12.8	"	瀬 田 智 恵 子	家 政	事務補佐員	41.3.31	
40.12.11	"	関 雅 江	高 校	"	41.3.20	
"	"	石 井 兼 吉	家 政	臨時用務員	41.3.20	
40.12.28	辞 職	野 崎 緑	高 校	事務補佐員		
41.1.1	配置換	川 崎 洋 子	会計課	"	41.3.20	庶務課臨時職員
41.1.1	採 用	斉 藤 進	文教育	見 習 員	"	
"	"	寒 川 ア ヅ 子	高 校	"	41.3.31	
41.1.11	"	奥 田 美 智 子	理	事務補佐員	"	

○学科主任

○昭和40年10月1日

教授 市古 宙三

史学科主任を免ずる

教授 中村 英勝

史学科主任を命ずる

○学内委員

○昭和40年12月15日

教授 谷田 関次

大学院委員会委員を免ずる

教授 矢部 章彦

大学院委員会委員を命ずる

任期は昭和41年12月15日までとする

学 事

○昭和41年度本学学生募集要項 (抄)

1. 募集学科および人員

文 教 育 学 部	哲 学 科	史 学 科	地 理 学 科	文 学 科			計	
				国文学・国 語学 専攻	中国文学・中 国語学 専攻	英文学・英 語学 専攻		
	10	15	12	25	5	15	129	
教 育 学 科								
	教 育 学 専 攻		体 育 学 専 攻		音 楽 教 育 学 専 攻			
	20		15		12			
理 学 部	数 学 科		物 理 学 科		化 学 科		80	
	20		20		20			
家 政 学 部	児 童 学 科		食 物 学 科		被 服 学 科		55	
	19		18		18			

備考 家政学部については41年度は上記人員に更に20名程度の増募が可能となる見込みである。

2. 入学を出願する資格のあるもの

高等学校を卒業した者、および昭和41年3月卒業見込の者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者。

3. 出願期間および願書受付時間

昭和41年2月1日(火)から2月10日(木)までの間、休日を除き毎日午前9時から午後3時まで、ただし、土曜日は午前11時30分まで。
なお郵送の場合は締切日を過ぎても昭和41年2月10日以前の消印のあるものに限り受け付ける。

4. 学力検査日時割

学 部 名	日時 および 教科	3 月 3 日 (木)		3 月 4 日 (金)		3 月 5 日 (土)	
		外国語	数 学	国 語	社 会	理 科	実 技 (音 楽)
文 教 育 学 部		10.00~11.30	13.00~14.30	10.00~11.30	13.00~16.00	10.00~11.30	12.30~16.00
理 学 部		上に同じ	13.00~16.00	上に同じ	13.00~14.30	10.00~13.00	
家 政 学 部	A コース	上に同じ	13.00~14.30	上に同じ	13.00~16.00	上に同じ	
	B コース	上に同じ	13.00~16.00	上に同じ	13.00~14.30	上に同じ	

5. 合格発表

- (1) 合格者の決定は、学力検査、調査書ならびに健康診断書を総合して行なう。
- (2) 合格者の発表は3月17日(木)の予定。

本学内に掲示するとともに、本人にも通知する。

- (3) なお、合格者に対して4月8日(金)頃に精密な健康診断を行なう。その結果修学に

支障があると認められた者は、合格を取り消す。ただし近い将来修学に堪えられると認められた者は、入学を許可した上で、ある期間休学を命ずることがある。

○昭和41年度大学院理学研究科（修士課程）第2次学生募集要項（抄）

- 1. 応募資格 下記該当の女子とする。
 - (1) 4年制大学の課程を卒業した者および卒業見込の者
 - (2) その他これと同等以上の学力があると認められる者
- 2. 募集人員 数学専攻、化学専攻および生物学専攻 各数名ずつ
- 3. 選抜方法 学力検査（筆記試験・口述試験）調査書等を総合して決定する。

- (1) 学力検査
 - イ) 筆記試験

区 分	3 月 18 日（金）	
	9:30~11:00	13:00~16:00
	外国語	専門科目
数 学 専 攻	第1外国語 および	数 学
化 学 専 攻		★物理学または生物学
生 物 学 専 攻	第2外国語	生 物 学

注) 1 外国語は英・独・仏・露のうち2か国語を選ぶこと。
 2 化学専攻の「★物理学または生物学」は一般教育（基礎教育）程度とし、そのうち1科目を選ぶこと。ただし志望区分「化A」を志望するものは第1志望第2志望をとわず「物理学」を選択すること。

ロ) 口述試験

数学専攻、生物学専攻は3月18日（金） 16:30より
 化学専攻は3月19日（土） 10:00より

4. 出願日時および受付場所

- (1) 3月1日（火）～3月10日（木）

専攻名	外 国 語		学 科 筆 記 試 験	口述試験
児童学専攻	9.30~11.00 第一外国語 (英・独・仏の内一)	※11.15~12.00 第二外国語 (英・独・仏の内第一以外のもの)	13.00~16.00 (1)児童学（発達・保健・臨床・福祉） (2)論文	16.10~
食物学専攻	”	”	13.00~16.00 (1)一般化学（無機・有機・物理化学） (2)栄養化学・食品化学・調理学	16.10~ 論文を含む

※ 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。
 上表の選択科目については出願の際届出のものとする。

- (3) 試験場所 お茶の水女子大学（東京都文京区大塚町35）

- (2) 午前9時～午後3時。土曜日は午前11時30分まで。
- (3) 郵送に限り締切日の消印のあるものは受け付ける。
- (4) 郵送する場合は必ず書留として「大学院入学願書」と朱記すること。
- (5) 出願場所 本学理学部事務部
- 5. 合格者発表 3月26日（土）の予定。

○昭和41年度大学院家政学研究科（修士課程）第2次学生募集要項（抄）

1. 専攻名および募集人員

専 攻 名	募集人員
児 童 学 専 攻	若干名
食 物 学 専 攻	若干名

- 2. 修業年限 2年
- 3. 受験資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和41年3月卒業見込みの者を含む）
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4. 出願期日・願書受付場所

- (1) 3月9日（水）から3月19日（土）までの間、休日を除き毎日午前9時から午後3時まで。ただし土曜日は午前11時30分まで。なお郵送の場合は締切日が過ぎても昭和41年3月19日以前の消印のあるものだけに受け付ける。
- (2) 受付場所 東京都文京区大塚町35 本学家政学部事務部（都電大塚窪町又は地下鉄茗荷谷下車）

5. 選考期日・日時割および試験場所

- (1) 選考期日 41年3月25日（金）
- (2) 学科試験・口述試験

6. 検定料・入学料および授業料 検定料1,500円
入学料 4,000円 授業料(年間) 18,000円

7. 合格者発表

合格した者には昭和41年3月30日(水)頃本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

8. 健康診断

受験者全員に対し昭和41年4月7日(木)10時より本学内ヘルスセンターにおいて行なう。

○教務関係行事(2月～4月)

2月1日(火)	} 学部入試願書受付
10日(木)	
7日(月)	} 卒業修了者試験
12日(土)	
19日(土)	卒業修了者成績提出締切(卒論は合否のみ)
21日(月)	} 3年次以下試験
26日(土)	
26日(土)	卒業修了者判定会議
28日(月)	免許状申請書類審査(都庁)転学部、転科願書締切
3月1日(火)	} 大学院理学研究科第2次募集願書受付
10日(木)	
3日(木)	} 学部入試
5日(土)	
8日(火)	} 学部入試成績提出
10日(木)	
8日(火)	} 幼教入試願書受付
19日(土)	
9日(水)	免許状申請書類提出(都庁)
9日(水)	} 大学院家政学研究科第2次募集願書受付
19日(土)	
16日(水)	編入学、文教育学専攻科(体・音)入学願書受付
16日(水)	学部入試判定会議
17日(木)	学部入試合格者発表
18日(金)	} 大学院理学研究科(第2次)入試
19日(土)	
23日(水)	卒業式、修了式、免許状授与
24日(木)	} 幼教入試
25日(金)	
25日(金)	大学院家政学研究科(第2次)入試
	編入学、文教育学専攻科(体・音)入試
26日(土)	大学院理学研究科(第2次)入試合格者発表

28日(月) 幼教入試合格者発表

30日(水) 大学院家政学研究科(第2次)入試合格者発表
編入学、文教育学専攻科(体・音)入試合格者発表

4月7日(木) 入学者健康診断

9日(土) 入学式

11日(月) } 新入学生入学指導

13日(水) }

13日(水) 2年次以上授業開始

○大学院人文科学研究科について

かねてより設置を要望していた大学院人文科学研究科の設置が、昭和41年度予算において認められた。

通 知

○昭和41年度文部省在外研究員の募集について

文部省では、昭和41年度文部省在外研究員を次のとおり募集する。

1. 在外研究員の定義

「在外研究員」とは、国立大学等の職員でその専攻する学問分野等について調査研究し、教授又は研究の能力等を向上させることを目的として国費により外国に派遣されるものをいう。

2. 在外研究員の種類

在外研究員は長期在外研究員及び短期在外研究員とする。

(1) 長期在外研究員

10月以上1年以内(大学学術局長が指定する長期在外研究員にあつては、6月以上2年以内)の期間外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設において調査研究するため派遣される者とする。

長期在外研究員のうち外国の政府若しくはこれに準ずる公共的機関又は学術の研究若しくは振興を目的とする団体より滞在費の全額の支給を受ける者を乙種研究員といい、乙種研究員以外の者を甲種研究員という。

(2) 短期在外研究員

3月以内(大学学術局長が指定する短期在外研究員にあつては、6月未満)の期間外国において調査研究するため派遣される者とする。

3. 在外研究員として派遣されることのできる者

次の各号に掲げる者で、昭和41年4月1日において国立大学等に1年以上在職することとなるもので、長期在外研究員にあっては50才以下、短期在外研究員にあっては55才以下のものとする。

ただし、特に必要があると認められて短期在外研究員として派遣される者にあっては、この限りでない。

- (1) 国立学校の学長、校長、教授、助教授、講師（常時勤務の者に限る。）又は助手
- (2) 所轄機関の長又はその職員のうちもっぱら研究に従事する者。

4. 在外研究員候補者の推薦

国立大学等の長は在外研究員候補者推薦書を昭和41年2月末日までに文部大臣に提出すること。

○昭和41年度フランス政府給費留学生の募集について

フランス政府は、昭和41年度政府給費留学生を次のとおり募集する。

1. 募集人員 40名
2. 給費期間

8か月ないし9か月で、受入先学校の事情により昭和41年10月または11月から昭和42年6月までを原則とする。

3. 給費額

留学中は月額 480 新フラン(邦貨約35,000円)が支給されるほか授業料等が別に支給される。

往路旅費は留学生負担、帰路旅費はフランス政府が支給する。

4. 出願資格

- (1) 年齢制限は第1部門（フランス文学、言語学）に限り、30才未満の者。医学を専攻する者は35才未満の者。その他の部門に関しては33才未満の者。
- (2) 旧制大学、新制大学を卒業した者および昭和41年3月卒業見込の者。
旧制専門学校卒業生で大学の専任講師以上の職にある者。
芸術を専攻する者には学歴制限はない。
- (3) フランスの大学において学習するに足るじゅうぶんなフランス語の学力を有する者。

5. 出願手続

昭和41年1月11日から2月1日までに文部省調査局長あて願書を提出すること。（ただし、学長の推薦書を要する。）

6. 選考試験

選考は、書類選考、合格者選抜試験、身体検査に分かれ、日仏合同の選考委員会によって行なわれる。なお、試験は3月中旬に行なわれる見込である。

○昭和41年度フランス政府給費技術留学生の募集について

フランス政府は、昭和41年度政府給費技術留学生を次のとおり募集する。

1. 募集人員 数十名（昨年度は65人募集）
2. 給費期間 9か月以内（原則として6か月）
3. 給費額 月額 750 新フラン(邦貨約54,000円)
4. 給費の条件

- (1) 昭和41年1月1日において40才未満であること。
- (2) 昭和41年1月1日において大学卒業後専門職歴が4年以上であること。但し大学院に2年以上在籍した場合には専門職歴2年以上でよい。
- (3) 新旧制大学卒業生であること。
- (4) フランス語の十分な学力があること。

5. 出願の方法

願書は1月10日から2月1日までにフランス大使館文化部に提出すること。

6. 試験

日仏合同審査委員会による面接試験を行なう。面接試験合格者には身体検査を行なう。合格者は更にフランス大使館から本国政府に技術留学生候補者として申請される。

7. 留学生の条件

給費留学生は月額 750 新フランの外に次の諸費用を支給される。

- (1) 帰国旅費（渡航費は本人負担）
- (2) 仏国内旅費
- (3) 学校、研究所等に対する学費、登録費
- (4) 図書購入費（留学期間中に対し200新フラン以内）
- (5) 研究修了報告作成のためのタイプ代（30新フラン）

○昭和41年度スイス政府奨学金留学生の募集について

スイス連邦政府は、昭和41年度留学生を次のとおり募集する。

1. 募集人員 3名

2. 給費期間

昭和41年10月から昭和42年7月までの10か月間。ただし、優秀な留学生は1年間の更新も認められる。

3. 給費額

月額 700 スイスフラン (邦貨約58,300円)

授業料は免除され、書籍の購入費および研究費として若干の補助がある。

往路の渡航費は本人負担、帰路の旅費は支給される。

4. 専攻分野

人文、社会、自然の各科学

5. 応募資格

- (1) 35才未満の者
- (2) 大学を卒業した者または昭和41年3月卒業見込の者
- (3) スイスの大学において勉学、研究を行なうに足るじゅうぶんなドイツ語またはフランス語の能力を有する者

6. 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類を出身、在学または在職大学を通じ、文部省調査局長あて提出すること。
- (2) 願書受付期限 昭和41年2月10日(木)

7. 選考 語学、面接試験

日時 昭和41年2月21日(月)

場所 駐日スイス大使館

(港区麻布広尾町18)

8. 最終決定

選考試験に合格した者は、スイス大使館を通じて、候補者としてスイス政府に推薦される。最終決定は同政府が行なう。

以上詳細については、庶務課庶務係にお問い合わせください。

日 誌 (抄)

11月12日(金) 学寮委員会

13日(土)	家政学部新館落成式
16日(火)	学寮委員会
17日(水)	理学部教授会、家政学部教授会、学寮協議会
18日(木)	創立90周年記念式典
19日(金)	学生会館臨時運営委員会
20日(土)	} 德音祭
21日(日)	
22日(月)	附属学校運営委員会
24日(水)	評議会
25日(木)	厚生協力会総会
25日(木)	} 国立大学協会第35回総会 (於東大)
26日(金)	
29日(月)	創立記念日
30日(火)	学生委員会、学生協議会、教務委員会、奨学金基金合同審査委員会、奨学金授与式
12月1日(水)	各学部教授会、定例学生大会
6日(月)	学生委員会
7日(火)	大学院委員会、東京地区国公立大学学生部課長懇談会(於芸大)
8日(水)	評議会、各学部教授会
9日(木)	臨時施設計画委員会
10日(金)	学生会館臨時運営委員会
15日(水)	各学部教授会、学生委員会
18日(土)	評議会
21日(火)	文教育学部教授会
22日(水)	理学部教授会、臨時施設計画委員会
24日(金)	附属学校終業式
27日(月)	臨海学習施設設立準備委員会
28日(火)	ご用納め
昭和41年	
1月4日(火)	ご用始め、賀詞交換会
8日(土)	附属学校第3学期始業式
11日(火)	臨時施設計画委員会
12日(水)	文教育学部教授会
12日(水)	} 附属小学校入学志望書受付
14日(金)	
17日(月)	入試委員会
18日(火)	学寮委員会
18日(火)	附属小学校第1次検定
19日(水)	評議会
19日(水)	} 附属小学校第2次検定
20日(木)	
20日(木)	入試委員会、教務委員会
21日(金)	臨時施設計画委員会
21日(金)	附属小学校入学候補者発表

諸 報

○創立90周年記念式典挙行について

お茶の水女子大学創立90周年記念式典は、昨年11月18日（木）午前10時から本学徽音堂において、安嶋官房長（文部大臣代理）をはじめ、来賓、教職員、学生等多数参列のもとに、次の式次第により挙行された。

1. 着 席
2. 奏 楽
3. 敬 礼
4. 学長式辞
5. 文部大臣祝辞
6. 来賓祝辞
7. 卒業生総代祝辞
8. 学生・生徒・児童総代祝辞
9. 永年勤続者表彰
10. 校歌斉唱
11. 着 席

式後、引きつづき、幼稚園園児、小学校児童、中学校・高等学校生徒および大学体育専攻生による“90年おめでとう”のダンスが行なわれた。

正午からは、学生会館に於いて、来賓、教職員、学生による祝賀パーティーが盛大に開催され、また図書館に於いては展示会が開られた。

更に引きつづき、午後2時から講堂に於いて次のとおり講演会ならびに音楽会が催され、午後4時30分、盛会裡に式典の幕を閉じた。

○記念講演

感謝一葉根を中心にして

お茶の水女子大学名誉教授
理学博士 黒田 チカ氏

歴史の挑戦—若い世代に期待する

お茶の水女子大学名誉教授
国際基督大学教授

嶺山 政道氏

○音 楽

ピアノ三重奏

変ロ長調 作品11 ベートーヴェン

ヴァイオリン 巖本 真理

セ ロ 黒沼 俊夫

ピ ア ノ 坪田 昭三

ピアノ五重奏

へ短調 作品34 ブラームス

第1 ヴァイオリン 巖本 真理

第2 ヴァイオリン 友田 啓明

ヴィオラ 菅沼 準二

セ ロ 黒沼 俊夫

ピ ア ノ 坪田 昭三

○外国出張

家政学部助教授 田口 恒夫

沖縄の肢体不自由児療育事業に対する技術援助のため、昨年11月25日沖縄へ出張（総理府発令）12月24日帰朝した。

○帰 朝

文教育学部教授 波多野 完治

昨年10月24日から、イタリア、スイス、西独、フランス、オランダ、イギリス、スペイン、アメリカ合衆国およびカナダの各国に出張中のところ、1月8日帰朝した。

○職員住所

〔新任者住所〕

〔住所変更〕

〔住居表示変更〕

○職員電話の局番、番号変更

○改姓

高野 典子（会計課事務官）旧姓岩崎
昭和41年1月13日改姓

○本学の住居表示変更について

本学の住居表示が、文京区第3次住居表示実施に伴い、来る4月1日から、次のとおり変更されることになった。

東京都文京区大塚2丁目1番1号

○時報ベルのチャイム切り換えについて

大学関係の時報は、従来ベル（電鈴）によって行っていたが、去る1月8日からチャイムによることになった。

○給与法の一部を改正する法律等の概要

俸給表の改善、12月の期末手当の増額、通勤手当の支給限度額の引き上げについては、それぞれ人事院勧告どおり改正され、昭和40年9月1日から適用された。（学報第18号参照）

その他の改正の概要は、次のとおりである。

1. 通勤手当関係

(1) 支給方法

月の途中で職員が異動等をした場合は、その翌月から支給を開始し、支給を打ち切り又は支給額を改定する。（改正前 その日から）

(2) 支給期

昭和41年1月1日以降は、その月分をその月の俸給支給定日に支給する。（改正前 翌月の俸給支給定日）

これに伴い、昭和41年1月1日俸給支給定日には、昭和40年12月と昭和41年1月の2か月分が支給された。

2. 扶養手当関係

(1) 支給方法

月の途中で扶養親族が異動等をした場合は、その翌月から支給を開始し、支給を打ち切り又は支給額を改定する。（改正前 その日から）

(2) 扶養親族の要件

その者の所得の合計額が10万1千円程度以上である者は、扶養親族とすることはできな

い。（改正前 9万1千円程度）

注）この改正により新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合は、至急所定の手続きを取ってください。

3. 期末・勤勉手当関係

(1) 支給方法 基準日（3月1日、6月1日、12月1日）を設け、基準日に在職する者若しくは基準日前1月以内に退職した者に対し、人事院の定める日に支給する。（改正前 支給日に在職する者若しくは支給日前1月以内に退職した者）

(2) 支給日

次表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日）を支給日とする。

基 準 日	支 給 日
3 月 1 日	3 月 15 日
6 月 1 日	6 月 15 日
12 月 1 日	12 月 5 日

（改正前 3・6・12月の15日）

☆ ----- 共済組合だより ----- ☆

○保養所、宿泊所の開設について

国家公務員共済組合連合会の保養所ならびに宿泊所が、次のとおり開設されました。

1. 那須保養所

(1) 名称 那須保養所

通称 那須野荘

電話 那須614

(2) 開所年月日 昭和40年12月2日

(3) 所在地 栃木県那須郡那須町湯本御料林
（黒磯駅から東野鉄道バス45分湯本行終点下車、徒歩10分）

(4) 宿泊定員 75名

(5) 利用料金 宿泊1人1泊2食付
850円（別に1割の奉仕料）

2. 下関宿泊所

(1) 名称 下関宿泊所

通称 馬関荘

電話 下関(23) 6477

(2) 開所年月日 昭和40年11月17日

(3)所在地 下関市壇の浦町4の27
(下関駅前から長府行電車またはバスで約15分、壇の浦下車徒歩3分)

(4)定員 55名

(5)利用料金 宿泊1人1泊2食付
850円(別に1割の奉仕料)

3. 雲仙保養所

(1)名称 雲仙保養所

通称 雲仙山荘

電話 雲仙225

(2)開所年月日 昭和40年11月20日

(3)所在地 長崎県南高来郡小浜町雲仙字小地嶽
486

(国鉄諫早駅からバスで小浜温泉を
経て雲仙温泉入口下車南約800米)

(4)宿泊定員 75名

(5)利用料金 宿泊1人1泊2食付
850円(別に1割の奉仕料)